所管行政庁への決算関係書類の提出

- 1.提出期限 通常総会終了後2週間以内
- 2.作成部数 3部(行政庁、中央会、組合控え) 4部(局認可の組合は行政庁2、中央会、組合控え)
- 3.提出書類(A4サイズ)
- (1)決算関係書類提出書
- (2)決算関係書類
 - イ 事業報告書
 - 口 財産目録
 - 八 貸借対照表
 - 二損益計算書
 - ホ 剰余金処分案または損失処理案
- (3)総会議事録(原本または原本証明した写し)
- 4.根拠法

中小企業等協同組合法(第105条の2)

(決算関係書類の提出)

第105条の2 組合(信用協同組合及び第9条の9第1項第1号の事業を行う協同組合連合会を除く。)及び中央会は、毎事業年度、通常総会の終了の日から2週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理方法を記載した書面を行政庁に提出しなければならない。

中小企業等協同組合法施行規則(第12条)

(決算関係書類の提出)

- 第12条 法第105条の2の規定により組合または中央会の決算関係書類を提出 しようとする者は、様式第23または様式第24による提出書に、次の書類を添 えて提出しなければならない。
- (1) 事業報告書
- (2) 財産目録
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 剰余金の処分または損失の処理の方法を記載した書面
- (6) 前各号の書類を提出した通常総会または通常総代会の議事録またはその謄本

5 . 罰則・その他

決算関係書類を提出せず、または虚偽の届出をした場合には、<u>組合の役員は、20万円以下の過料</u>に処する。(中小企業等協同組合法 第115条第18号)

3年間に所管行政庁に対する届出・許認可の申請等が一度もなされていない組合は、 「解散命令対象組合」となる。

(昭和59年3月21日59企庁第257号通商産業局長・都道府県知事あて中小企業庁 指導部長)